

山地災害等の情報提供に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と株式会社 市貝林業（以下「乙」という。）は、山くずれ、土石流、地すべり等、山地に起因する災害及び治山施設等の異常（以下「山地災害等」という。）の情報提供に関し、次のとおり協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、芳賀地域内における山地災害等の情報提供について、甲と乙が相互に連携及び協力することにより、山地災害等の情報収集体制を強化することを目的とします。

（実施事項）

第2条 乙は、次に挙げる事項を実施します。

- （1） 山地災害等と思われる状況を発見した場合の甲への情報提供
- （2） 職員等に対する協定目的の周知促進及び協定事項の実施のために必要な連絡調整

（連絡方法等）

第3条 乙は、山地災害等と思われる状況を発見した場合は、県東環境森林事務所に連絡するものとします。

（秘密の保持）

第4条 甲は、乙の同意を得ないで情報提供した職員等の所属名及び氏名を第三者に提供、及び開示しないものとします。

（経費）

第5条 この協定に基づき、甲及び乙が実施する事項に要する経費は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとします。

（広報・宣伝）

第6条 甲は、乙がこの協定について乙のための広報宣伝活動に活用することを妨げません。

（補償）

第7条 甲は、乙が行う活動により発生した事故等に対し責任を負わないものとします。

（免責）

第8条 乙は、山地災害等にかかる情報提供の実施判断、適否及び結果に関して責任を負わないものとします。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とします。ただし、契約満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更または協定を継続しない旨の申し出が無いときは、この協定は、同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とします。

（協定の解除）

第10条 甲又は乙は、この協定を解除する場合は、甲乙協議の上、決定するものとします。

（その他）

第11条 この協定の定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとします。

以上のとおり協定した証として、この証書を2通制作し、双方記名押印の上、各自1通を保有します。

平成28年9月28日

甲 栃木県真岡市田町1568
栃木県
栃木県県東環境森林事務所

所 長 齊藤倫明



乙 栃木県芳賀郡市貝町市塙4206
株式会社 市貝林業

代表取締役

長郷義昭

